

○対象となる事業所（施設）（杉戸町内に所在するものに限ります。）

法令区分	対象となる福祉サービス（施設）の種類
障害者総合支援法	計画相談支援
	地域移行支援
	地域定着支援
	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	療養介護
	生活介護
	短期入所（ショートステイ）
	重度障害者等包括支援
	施設入所支援
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	就労定着支援
	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）
児童福祉法	障害児相談支援
	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援
	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
杉戸町障がい者就労支援センター 事業実施要綱	杉戸町障がい者就労支援センター